

著作物の種類 著作権② p137～148(10条)

- 1 言語の著作物 演説，説教，座談会の会話，暗号，手話
- 2 写真の著作物 空撮写真，I T V映像，防犯カメラ映像は否定
- 3 音楽の著作物 即興演奏（浪花節，ジャズ等）
- 4 舞踏又は無言劇の著作物 ※ 演技でなく演技の型
- 5 美術の著作物 書，まんが，挿絵，舞台装置 応用美術（絵付け茶碗）は議論あり
- 6 建築の著作物 芸術的な建造物，橋，高速道路，公園 ※芸術性のない一般住宅は対象外
- 7 図形の著作物 道路地図，観光地図，建物の設計図，グラフ，図解，地球儀，人体模型
- 8 映画の著作物 テレビドラマ，テレビコマーシャル，テレビゲームソフト
著作者の範囲(16条)，頒布権(26条)，著作権の帰属(29条)，保護期間(54条)
- 9 プログラムの著作物 言語，規約，解法は否定

二次的著作物 p144

編集著作物 p144

データベースの著作物 p145

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると，おおむね次のとおりである。

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 一 小説，脚本，論文，講演その他の言語の著作物 | 三 舞踊又は無言劇の著作物 |
| 二 音楽の著作物 | 四 舞踊又は無言劇の著作物 |
| 四 絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物 | 五 建築の著作物 |
| 六 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物 | |
| 七 映画の著作物 | 八 写真の著作物 |
| | 九 プログラムの著作物 |

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は，前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

第十二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し，編曲し，若しくは変形し，又は脚色し，映画化し，その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十五 複製 印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に再製することをいい，次に掲げるものについては，それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

(展示権)

第二十五条 著作者は，その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は，その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは，著作物として保護する。

2 前項の規定は，同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは，著作物として保護する。

2 前項の規定は，同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。